

令和4年5月9日

保護者様

大阪市立塙本小学校
校長 北野 元靖

令和4年度 就学援助申請はお済みですか？

1 令和4年度 就学援助申請について

令和4年度就学援助申請について、「税情報を利用した申請手続き」（一般1申請）の提出期限が近づいています。申請を希望される方で、手続きがまだの方は、2月にお配りした「令和4(2022)年度 就学援助制度のお知らせ」をご確認のうえ、申請書と申請に必要な証明書類をあわせて提出してください。

※1 就学援助申請の認定は自動で継続されません。 昨年度、認定されていた方でも改めての申請が必要です。

※2 生活保護法による教育扶助を受給されている方については、就学援助認定を受けている場合、年度途中に生活保護の停止・廃止となった際でも、間を空けずに就学援助費へ移行することが出来ます。
また、教育扶助を受給されている方の修学旅行費は就学援助費からの支給となりますので、必ず就学援助の申請をお願いいたします。

※3 保護者負担軽減の観点から、5月12日（木）までに就学援助の申請書を提出された場合は、申請区分に関わらず、5月の学校徴収金引き落とし分から、認定結果が出る8月分まで児童費の徴収を一時停止します。
(林間・修学旅行にかかる積立金、PTA会費については予定どおり徴収します。予めご了承ください。)

2 申請受付締切日

○ 一般1（税情報利用）【申請理由が申請書記載の①または⑫で税情報を利用する場合】

⇒ 5月13日（金）必着 ※5月14日以降は税情報利用では申請できませんのでご注意ください。

○ 一般2（書類審査）【いずれの申請理由でも申請が可能ですが、証明書類の準備が必要になります】

⇒ 6月30日（木）必着

3 提出について

送付していただくか、学校（事務室）までご持参ください。

(お問い合わせ先)

大阪市立塙本小学校 事務室

〒532-0026 淀川区塙本3丁目5番6号 TEL 06-6303-5992

*このプリントは保護者全員の方にお配りしています。